

公共工事における「歩切りのは是正」に向けた取組

- 平成26年品確法等改正により、「歩切り」※1は品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りの廃止を決定。
- 令和7年1月、改めて歩切りに関する調査を実施。歩切りの実施が判明した30団体※2に対し、令和7年7月1日までに運用の改善を行うよう要請(令和7年4月)。
- 令和7年7月、歩切りの実施が判明した30団体に対し追跡調査を実施。改善がなされていない団体に対して個別ヒアリングを実施した結果、すべての団体において歩切りのは是正※3を確認。歩切りの再発防止に向け、歩切りに関する調査を毎年実施する等、働きかけを強化する。

※1 予定価格の設定に当たって、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの。

※2 公共工事における単価歩切り(見積り等を参考にして価格を設定する場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して市場実態や妥当性を確認することなく発注者が独自に設定した乗率等を乗じて価格を設定すること)と公共工事に関する業務(測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、調査業務(地質調査その他の調査(点検及び診断を含む))における歩切りも含む)。

※3 「是正」には令和7年度中に変更予定の団体も含める。

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

令和7年1月
調査

予定価格が適正に設定されている団体
1,758団体

「歩切り」を行っている
団体
30団体

運用の改善を行うよう要請の上、改善がなされていない団体に対して個別ヒアリングを実施

令和7年9月
追跡調査後

予定価格が適正に設定されている団体
1,788団体(今年度中に変更予定の団体を含む)

「歩切り」を行っている
団体
0団体